

3 船員の場合の補償等の特例

船員である職員の補償等は、船員法及び船員保険法による給付との均衡を図るため、次の表のとおり特例が設けられています。

補 償 等	特 例 措 置																				
療 養 補 償	通常の補償 114 ページ のほか、自宅以外の場所における療養に必要な <u>宿泊及び食事</u> で療養上相当と認められるものが支給されます。																				
休 業 補 償 127 ページ	災害発生日から4月間は、 <u>平均給与額の100/100</u> が支給されます。																				
障害補償一時金	通常の額 148 ページ に次の表の額を加算した額が支給されます。 <table><tr><th>障害等級</th><th>額</th><th>障害等級</th><th>額</th></tr><tr><td>第 8 級</td><td>平均給与額×97</td><td>第 12 級</td><td>平均給与額×24</td></tr><tr><td>第 9 級</td><td>〃 ×59</td><td>第 13 級</td><td>〃 ×19</td></tr><tr><td>第 10 級</td><td>〃 ×58</td><td>第 14 級</td><td>〃 × 4</td></tr><tr><td>第 11 級</td><td>〃 ×47</td><td></td><td></td></tr></table>	障害等級	額	障害等級	額	第 8 級	平均給与額×97	第 12 級	平均給与額×24	第 9 級	〃 ×59	第 13 級	〃 ×19	第 10 級	〃 ×58	第 14 級	〃 × 4	第 11 級	〃 ×47		
障害等級	額	障害等級	額																		
第 8 級	平均給与額×97	第 12 級	平均給与額×24																		
第 9 級	〃 ×59	第 13 級	〃 ×19																		
第 10 級	〃 ×58	第 14 級	〃 × 4																		
第 11 級	〃 ×47																				
遺 族 補 償 年 金 163 ページ	遺族が1人の場合の年金の額は、 平均給与額×165 となります。																				
遺 族 補 償 一 時 金 170 ページ	平均給与額×1,080 が支給されます。																				
予 後 補 償	治ゆ 121 ページ したときに勤務できない（出帆していて船に乗れない）場合に、その勤務することができない期間（1月を限度とする）、次の額が支給されます。 〔災害が職員の故意の犯罪行為、又は重大な過失により発生した場合は、補償額の30/100は支給されません。〕 184 ページ 1日につき 平均給与額×60/100 (給与が支給されている場合は、その額を差し引いた額)																				
行 方 不 明 補 償	公務上行方不明となったとき、被扶養者に対してその行方不明の間（翌日から3月を限度とします。）、次の額が支給されます。 1日につき 平均給与額×100/100 〔給与が支給され、又は行方不明期間が1月未満のときは、支給されません。〕																				

補 償 等	特 例 措 置
平 均 給 与 額 189 ページ	算定基礎に、日額旅費のうち、 <u>所定の航海日当を加えます。</u>
休 業 援 護 金 127 ページ	予後補償支給時に 1 日につき 平均給与額×20/100 が支給されます。
特 別 給 付 金	傷病特別給付金 133 ページ、障害特別給付金 154 ページ 遺族特別給付金 172 ページ の算定については、 <u>特例措置後の補償の額を基 礎として算出</u> されます。
一 部 負 担 金	通勤災害に係る一部負担金 128 ページ は、納付を要しません。

その他、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、遺族補償年金前払一時金についても加算措置がとられています。